

○朝日町最低制限価格の設定要領

令和2年9月25日

訓令第3号

朝日町最低制限価格の設定要領(平成26年朝日町訓令第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、朝日町が一般競争入札又は指名競争入札により工事の請負等の契約を締結しようとする場合において、朝日町会計規則(昭和55年朝日町規則第4号)第79条の規定により最低制限価格(消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額をいう。以下同じ。)を設ける場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この要領により最低制限価格を設ける対象は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事並びに建設工事に係る測量、調査及び設計の委託業務並びに製造及び修繕工事(以下、「工事等」という。)とする。

(最低制限価格の算定方法等)

第3条 最低制限価格は、別表に掲載した最低制限価格の算定額(その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その算定額が予定価格(消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額をいう。以下同じ。)の10分の7.5に満たない場合は10分の7.5(その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額)とする。

2 前項による算定方法により難しいときは、予定価格の10分の7.5(その額に1万円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた額)を最低制限価格とする。

(落札者の決定)

第4条 当該予定価格の制限の範囲内の価格で前条の規定に基づき決定した、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

別表(第3条関係)

【建設工事】

①一般土木工事

直接工事費×1.00+共通仮設費×1.00+現場管理費×0.9+一般管理費等×0.75

②建築工事等・解体工事

直接工事費×90%×1.00+共通仮設費×1.00+(直接工事費×10%+現場管理費)×0.9  
+一般管理費等×0.75

※建築工事に付随する設備工事は上記に準ずる。

③鋼橋製作・架設工

直接工事費×1.00+(間接労務費+共通仮設費)×1.00+(工場管理費+現場管理費)×  
0.9+一般管理費等×0.75

④機械設備製作・据付工(上水道機械設備工事・下水機械設備工事を除く)

(直接製作費+直接工事費)×1.00+(間接労務費+共通仮設費)×1.00+(工場管理費+  
設計技術費+現場管理費+据付間接費)×0.9+一般管理費等×0.75

⑤電気・通信設備工事(下水電気・通信設備工事を除く)

機器単体費×0.955+直接工事費×1.00+共通仮設費×1.00+(現場管理費+機器間接  
費)×0.9+一般管理費等×0.75

⑥下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

機器費×0.955+直接工事費×1.00+共通仮設費×1.00+(設計技術費+現場管理費+  
据付間接費)×0.9+一般管理費等×0.75

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

(注1)共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

(注2)共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されてい  
る場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するもの  
とする。

(注3)算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

(注4)「スクラップ評価額」は算定式の直接工事費に含むものとする。

「算定式の直接工事費」＝「設計内訳表の直接工事費」＋「スクラップ評価額」

【測量調査設計業務】

①測量業務(権利調査を含む)

直接測量費+諸経費×0.6

※諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

②設計業務・用地調査等業務

1 積算に技術経費の項目を計上しない場合

直接原価＋その他原価＋一般管理費等×0.5

2 積算に技術経費の項目を計上する場合

直接業務費＋諸経費×0.6＋技術経費

※諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

建築関係業務においては、直接業務費に特別経費の額を含むものとする。

③地質調査業務

純調査費＋諸経費×0.5＋解析等調査業務費×0.8

※純調査費＝直接調査費＋間接調査費

諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

(注)複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系毎に端数処理(1万円未満切り捨て)を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格とする。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記①、②、③の業務が合算された業務のことであり、②の中で併記された設計業務・用地調査等業務は、同一諸経費体系とみなす。

また、予定価格の10分の7.5以上の範囲で行う端数処理は、最低限必要な費用を合算した後に行うこととする。